

島本町教育委員会 会議録（令和6年第13回 定例会）

日 時	令和6年12月20日（金） 午前9時30分 ～ 午前10時08分
場 所	島本町役場3階 委員会室
出 席 者	横山寛教育長、高岡理恵教育委員、西尾一実教育委員、丸野亨教育委員、 細見知子教育委員
委 員 及 び 事 務 局 職 員	（教育こども部）岡本泰三部長、安藤鎌吾次長、南田篤志次長 （教育総務課）三代剛課長、上月健史参事 （教育推進課）岡澤潤課長兼教育センター所長、森悠介参事、吉田裕亮参事 （子育て支援課） （生涯学習課）坂元貴行課長兼体育館長
欠 席 者	
委 員	
議 題	第17号報告 令和6年度公開授業・保育について 第42号議案 島本町教育委員会会計年度任用職員の給与に関する規則の一部改正について 第43号議案 島本町社会教育委員の委嘱について 第44号議案 島本町文化財保護審議会委員の委嘱について 第18号報告 令和6年度中学生チャレンジテスト（中学校3年生の結果）について 第45号議案 事務局職員人事について
議 決 事 項	第42号議案、第43号議案、第44号議案、第45号議案
教 育 長 の 報 告 の 要 旨	別紙議事録のとおり
そ の 他	傍聴者2名

教育長

本日、出席者は5名です。定数を満たしておりますので、令和6年第13回教育委員会定例会を開会いたします。

お諮りいたします。会議録確認委員は、島本町教育委員会会議規則第17条第2項の規定により、西尾教育委員に決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、会議録確認委員は、西尾教育委員に決定いたしました。よろしくお願いいたします。

お諮りします。

第18号報告につきましては、一部、学校別の結果を扱うこととなり、その際は、平成26年第4回教育委員会臨時会にて公表しないことと決定されたことから、今回も同様に公表しないこととすること、また、第45号議案につきましては、人事案件であることから、島本町教育委員会会議規則第15条ただし書きの規定に基づき、第18号報告の学校別の結果及び第45号議案について秘密会にすることとし、当該議事について最終の議事日程として説明し、お諮りすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、第18号報告の学校別の結果及び第45号議案については秘密会にすることとし、当該議事について最終の議事日程とすることに決しました。

それでは、第17号報告「令和6年度公開授業・保育について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育推進課参事

それでは、第17号報告「令和6年度公開授業・保育について」、御報告いたします。今年度につきましては、11月1日(金)に第一幼稚園及び第一中学校、11月2日(土)に第二小学校、11月8日(金)に第二中学校、11月9日(土)に第一小学校及び第四小学校、11月16日(土)に第三小学校において、公開授業を実施いたしました。

参観に来られた人数につきましては、幼稚園は35名、小学校は4校合わせて2339名、中学校は2校で合わせて578名でした。当日は幼稚園・小学校・中学校ともに、たくさんの保護者が来られてお

り、学校園での子どもたちの様子への関心の高さがうかがえます。

また、寄せられた意見等につきましては、小中学校では「進んで手を挙げて意見を言える子が多くて素晴らしいと思った。」や「色々な考え方や意見が出て楽しく見ることができた。」、「タブレットを使った授業を初めて見たが、効率的で理解度の上がるものだったと思った。」「休み時間には男女が混ざって楽しそうに遊んでいる姿があり嬉しかった。」等、学校での子どもたちの様子や授業の中でのICT活用や授業以外の時間も参観できることに肯定的な意見が多く見られました。

一方で、学校によっては、通常の授業以外に「運動会の動画視聴」「引渡し訓練」「スマホ教室」「進路説明会」等が実施され、それらに関する御意見も複数ございました。

幼稚園では、「年少組さんが個々でじっくり取り組んでいる姿から、普段の落ち着いている様子が分かった。」や「みんなと一緒に楽しそうにしているのを見て、子どもが幼稚園に行きたいと言っているのが分かった気がする。」等、肯定的な回答が多く見られました。幼稚園、小中学校ともに概ね肯定的な感想・意見が多くあり、それぞれの学校園の取組に対して、一定の評価をいただいていると認識しております。

教室の環境整備等につきましては、今後、各学校の意向も確認しながら関係課とも連携し、検討してまいります。

以上、大変簡単ではございますが、「令和6年度 学校・幼稚園公開授業」の報告を終わらせていただきます。

教育長

ただいまの報告について、御質問、御意見等ございませんか。

教育委員

多くの保護者の方に参観していただけたのがとてもよく分かりました。やはりタブレットとか新しいカリキュラムが増えてきたので、とても関心が高かったのかなというふうに思います。第四小学校の感想なんかを見ていきますと、保護者に来ていただけることを意識されて授業内容を変えておられるのか、そうじゃなくて通常の授業としてされている中で保護者の関心が高かったのか、例えば、道徳なんかも親のアンケートを参考にしたものを題材に捉えられていると「私たちのアンケートがここで活用されてる。」というふうに繋がりますし、それから、スマホの使い方も私たち自身はあまり全部の機能を使えている

とも言えないんですが、そういうふうなことも保護者が来られたときに「一緒に学んで楽しいな。」というふうに思われる題材なんかが、ここを見たときには私も行ってみたいなというふうに思いましたので、そういうような内容を少し変えながらされているのかなというふうに思ったので、そこらへんどうだったのかなと思いました。

教育推進課参事

小学校において土曜日に参観を実施させていただいていますので、これは保護者の方、多くの方に来ていただけるチャンスというふうに学校も捉えていますので、正直言いますと両面あるかなと思っていて、やはり普段の子どもたちの姿を見ていただくということも非常に重要ですし、保護者のニーズも普段の姿を見たいというふうに意見の中にもあったと思うんですけど、そういうニーズもございます。ただ一方で、やはり子どもたちの日々の取り組みの成果をそこで発表するであったり、子どもたちが積極的に自分たちの意見を述べ合うという、そういう対話をしている様子などを見てもらうという、ちょっと特別感のあるような授業なども実施することもありますので、やはり両輪で、それをバランスよく組み合わせるところを学校としては意識しているかなというふうに認識しております。以上です。

教育委員

私も今同じところの質問をさせていただこうかなと思ってたんですけどもよく分かりました。ありがとうございます。もう一つは、単純な質問なんですけど、一小と二中の寄せられた意見というのは少ないのは何か理由があるのかなと思ってお聞きできればと思います。

教育推進課長

我々もそこはなぜかなというところが正直なところではあったんですけども、学校によってはこのアンケート収集の仕方を二次元コードで読み取って、スマホからアンケートを書いている学校もあれば、従来のように紙に鉛筆で書いてもらうというような学校があるので、ちょっとその差が出ているのかなという認識をしているんですけども。以上でございます。

教育委員

できるだけ回答が寄せられるような方式でやっていただかないとかなかなか分かりにくいなと思いましたので、今後ともよろしくお願いいたします。

教育委員

今の点なんですけれども、ちなみにQRコードの方が回答率が高い

ということでしょうか。

教育推進課長 私が第四小学校に居たときにはその方が圧倒的にアンケートが増えたというふうに認識しております。

教育委員 第二小学校だけ引き渡し訓練というのをされているんですが、他の小学校とかでは別の機会にそういう訓練の機会があるのでしょうか。

教育推進課参事 引渡し訓練につきましてはお見込みのとおり、既に1学期の土曜参観であったりとかそれ以外の場でその他の小学校については実施が進んでいるというふうに認識しております。

教育委員 第二小学校さんはこの公開の場だったので、ちょっと引渡し訓練が分かりにくかったとか、北館に着いた後のちょっとした戸惑いだとかが見えてくるんですけど、他の学校さんにおいても同じようなことが言えるのか、あるいは第二小学校さんだけのことなのか、そのあたりはいかがなものでしょうか。

教育推進課参事 その他の学校について、こういった声というのが教育委員会に届いているようなことは特段ないという状況ではございます。ただ、やはりこの引渡し訓練は非常に多くの保護者の方が同時に行うことになるので、学校も工夫は重ねているところではあるんですが、こういった形でやはり御意見いただくこともありますので、こういったものを基にまた来年度以降にもより良いものにしていけるようにというふうに思っております。以上です。

教育長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、報告内容のとおり承認するものといたします。

 それでは、第42号議案「島本町教育委員会会計年度任用職員の給与に関する規則の一部改正について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育総務課長 それでは、第42号議案「島本町教育委員会会計年度任用職員の給与に関する規則の一部改正について」、御説明申し上げます。

 本案件は、教育長に対する事務委任規則第1条第1項第12号の規定に該当するため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

始めに、資料の7ページを御覧ください。

本ページに記載しているものが、今回の規則改正の改め文でございます。

続いて、9ページを御開きください。

はじめに、提案理由でございます。

提案理由は、市町村こども家庭センター（（仮称）こどもすこやかセンター）設置に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、改正の概要について、新旧対照表を基に御説明いたします。

10ページを御覧ください。

別表（第2条関係）について、市町村こども家庭センター（（仮称）こどもすこやかセンター）設置に伴う組織改編により、家庭児童相談スーパーバイザー（心理職）の職種が教育委員会から町長部局に移行することに伴い、削除するものです。

施行期日は、令和7年1月1日でございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

教育委員

先ほどありました家庭児童相談スーパーバイザー（心理職）については、その給与に関して町長部局に移るだけで、こういったお仕事そのものは残るということでよろしいでしょうか。

教育こども部次長

お見込みのとおりでございます。

教育委員

基本的なところで申し訳ないんですが、市町村こども家庭センターなんですけども、主な目的、ちょっと私も分かったような感じにはしていたんですけども、もう少し教えていただけますでしょうか。

教育こども部次長

市町村こども家庭センターの役割についてでございますけれども、従来から児童虐待対応につきましては、児童福祉機能を持った部署と母子保健機能を持った部署、それぞれが連携協力しながら対応を行っている、いうところでございます。これらにつきまして、一体的に一つの組織として今後対応を行っていくという趣旨で、各市町村に努力義務として設置が求められたものでございます。行う業務といたしまし

ては、従来と変わるところはございませんけれども、一体的な組織として、これを行っていくということで体制強化、機能強化を図るところでございます。以上でございます。

教育長 ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

教育長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

（「なし」の声あり）

教育長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

教育長 御異議がないようでございますので、可決することに決しました。それでは、第４３号議案「島本町社会教育委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

生涯学習課長 それでは、第４３号議案「島本町社会教育委員の委嘱について」、御説明申し上げます。

資料１１ページでございます。本議案は、教育長に対する事務委任規則第１条第１項第１５号の規定に基づき、議決を求めるものでございます。

社会教育委員は、教育委員会に対し社会教育に関する助言を行っていただいております。資料の１３ページをお開きください。表の一番上、「藤井 博子（ふじい ひろこ）」氏が今回新たに委嘱をお願いする方でございます。社会教育関係団体である島本音楽協会から選出いただいております、前任である「辻 輝次（つじ てるつぐ）」氏の後任となります。

任期は、令和７年１月１日から、前任の残任期間である令和８年３月３１日までを予定しております。

以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長 これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

それでは、第44号議案「島本町文化財保護審議会委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

生涯学習課長

それでは、第44号議案「島本町文化財保護審議会委員の委嘱について」、御説明申し上げます。

資料15ページでございます。本議案は、教育長に対する事務委任規則第1条第1項第15号の規定に基づき、議決を求めるものでございます。

島本町文化財保護審議会委員は、町内の文化財の保護及び活用に関して御助言をいただくものでございます。

資料の17ページを御開きください。

今回委嘱をお願いする委員は6名で、1番の村田(むらた)氏から、4番の鈴木(すずき)氏までの4名は、文化財に関する深い見識をお持ちであることから、再任をお願いするものでございます。

5番の「米屋 優(よねや まさる)」氏は、あべのハルカス美術館の元副館長で、主に仏像や彫刻などの美術史を専門にしておられ、京都府教育庁において文化財保護課の技師として勤められたこともあります。そのため、京都文化の影響を強く受けている本町の文化財の保護について、多くの助言が得られるものと考えております。

6番の「中西 裕樹(なかにし ゆうき)」氏は、京都先端科学大学で主に中世史の研究をされており、高槻市のしろあと歴史館の館長をされていた経歴から、本町を含む三島地域の歴史に深い見識をお持ち

でございます。

任期は、令和7年1月1日から令和8年12月31日まででございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

教育委員

お2人を推薦されたその根拠を示していただきとても分かりやすいです。ありがとうございます。以前お2人の方が抜けられた後の2人だと思うんですけども、以前までお勤めされていた方の専門分野が何だったのかということと、この2人の専門分野が入られることで足らなくなる専門分野というのは何かあるのでしょうか。

生涯学習課長

今回新任でお2人入っていただくということになっておりますのは、まず米屋氏、これは美術史を専門としておられます。令和6年の12月までを任期とする保護審議会の中で吉原様という同じ美術史を担当し専門としておられる方がおられまして、この方の御退任によりまして、代わりに同じ美術を担当しておられる米屋様にお願いをさせていただいたところが一点ございます。6番の中西氏につきましては、本町におきまして中世史を担当していただいていた方というのが去年御退任になってしまったということがございまして、後任を探しておりましたけれども、このたび任期代えに合わせてお願いすることができましたので、中世史を専門とする方を今回入れさせていただいたという形になります。今回この6人の方々に多角的な観点から保護審議会の文化財の保護に対する意見をいただくことができるようになったというふうに考えております。本町の文化財は様々ございますけれども、一定皆様からの御意見をいただくことで、なかなか全てを網羅するということは難しいかもしれないですけれども、近いところも含めまして、多角的な観点から御意見をいただく体制が整ったというふうに考えております。以上でございます。

教育長

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

教育長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

それでは、第18号報告「令和6年度中学生チャレンジテスト（中学校3年生の結果）について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育推進課参事 それでは、第18号報告「令和6年度中学生チャレンジテスト（中学校3年生の結果）について」、御説明申し上げます。

令和6年9月3日（火）、大阪府内の中学校第3学年を対象に、中学生チャレンジテストが実施されました。このたびは、調査結果概要を報告させていただきます。

資料の21ページが、本町中学3年生の度数分布及び教科別結果概要となっており、22ページはアンケート結果の抜粋及び分析、また現在の中学3年生における1年次からの経年比較をグラフにまとめたものとなっております。

資料21ページを御覧ください。教科別の調査結果につきましては、5教科全てにおいて、大阪府の平均を上回る結果となっております。特に、理科で6.8ポイント、英語で6.7ポイント上回る良好な結果が出ております。続いて、資料22ページを御覧ください。資料の3、同一集団における教科別の3か年の推移にございますように、中学1年次から3年次までの経年比較においても、対大阪府比を上回る結果となりました。同ページの2、アンケート結果(抜粋)につきましては、

(3) 授業中、思考ツールを使うなどして、自分の考えを整理したりまとめたりする場面がある、や(5) 家で、自分の苦手なところ、必要なところを考えて勉強している、の設問において肯定的回答割合が増加

いたしました。話し合い活動の際に、自分の思考を図示することでより主体的な参加が可能になることや、生徒自身が学びを調整する場面を多く設定すること等を踏まえた授業改善等の結果であると分析しております。

以上説明させていただきました資料 21 ページ、22 ページは、地域・保護者への説明責任を果たすためHPにて公開させていただく予定としております。また、令和 7 年 1 月 9 日に、中学 1 年生と 2 年生の大阪府チャレンジテストが実施される予定です。今後、大阪府から市町村別の調査結果が同様に公表される予定であります。

教育長 ここからの説明につきましては、学校別の結果を扱うこと、また、次の第 45 号議案については人事案件であることから、会議の冒頭にて、秘密会とすることが決定しております。

 それでは、引き続き、第 18 号報告「令和 6 年度中学生チャレンジテスト（中学校 3 年生の結果）について」の学校別の結果について事務局の説明を求めます。

教育推進課参事 [「令和 6 年度中学生チャレンジテスト（中学校 3 年生の結果）について」の学校別の結果について説明]

教育長 ただいまの報告について、御質問、御意見等ございませんか。
 （質疑応答内容非公開）

教育長 ほかにございませんか。
 （「なし」の声あり）

教育長 ないようでございますので、報告内容のとおり承認するものいたします。

 それでは、第 45 号議案「事務局職員人事について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

教育こども部長 [「事務局職員人事について」について説明]

教育長 これより、本案に対する質疑を行います。
 質問のある方は、挙手願います。
 （「なし」の声あり）

教育長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。
 これより、本案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

それでは、以上をもちまして、令和6年第13回教育委員会定例会を閉会いたします。